別記様式第1号(第6関係)

整理番号	9

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R3 年1月18日	支出額	72,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	職員給与(12月分)		

領収書等貼付欄　　埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

80,000 × 0.9 = 72,000

03-01-18 .送金		*80,000	IB [redacted]

③事務員給与として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇　用　契　約　書

氏　名 [redacted]	生年月日 [redacted] 日
現住所 [redacted]	
電話番号 [redacted]	緊急時の連絡先 [redacted]

下記条件にて契約と致します。

雇用期間	令和 元 年 9 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日
就業場所	埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102 埼玉民主フォーラム上尾伊奈支部
職務内容	政務活動補助用務
就業時間	午前10:00～午後6:00（内休憩時間1時間含）
休日	週2日
給与（賃金）	月給　　円（時給 1,000 円）
給与支払	末 日締切　16 日支払
給与払込先	[redacted]
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

~~平成~~令和 元年 9月 1 日

雇用者　　氏名 町田皇介 [redacted]

被雇用者　　氏[redacted]

出勤表

2020年　12月

名前 [redacted]

日付	曜日	出勤	退勤	備考（作業内容）	交通費	チェック
1日	火	10:00	17:00			6:00
2日	水	10:00	17:00			6:00
3日	木					
4日	金	10:00	17:00			6:00
5日	土					
6日	日					
7日	月					
8日	火					
9日	水	10:00	17:00		レ	6:00
10日	木					
11日	金	9:00	17:00		レ	7:00
12日	土					
13日	日					
14日	月	10:00	17:00		レ	6:00
15日	火	10:00	17:00		レ	6:00
16日	水					
17日	木					
18日	金	10:00	17:00		レ	6:00
19日	土					
20日	日					
21日	月	10:00	17:00		レ	6:00
22日	火	10:00	17:00		レ	6:00
23日	水	10:00	17:00		レ	6:00
24日	木					
25日	金	10:00	18:00		レ	7:00
26日	土					
27日	日					
28日	月	10:00	17:00			6:00
29日	火					
30日	水					
31日	木					
					10548	80:00:00

ふじみ野駅〜上尾駅　往復1172円

別記様式第2号（第6関係）

整理番号	4

政務活動費　支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 (6)：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	令和3 年　1月　18日
支出額	179, 550 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　199,500 円×0.9＝179,550 円）
使途	事務員給与　12月分
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　白根 大輔　（印：白根）

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏　　名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted] 電話 [redacted]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和元年5月1日 から令和3年3月31日 まで	
就業場所	埼玉県川口市朝日2丁目17番7号 埼玉民主フォーラム川口支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 （休憩時間）	午前10時00分 から 午後6時00分まで （内、休憩時間は　1時間以内とする）	
休　日	週2日	
給与（賃金）等	・時間給　1,500円	
給与等支払	・賃金・手当　毎月末日締切り　翌月16日支払い	
給与等振込先	・[redacted]	
上記期間満了をもって本契約を解消する		

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和元年5月　1日

雇用者　（議員名）白根　大輔 [redacted]

被雇用者　住所 [redacted]
氏名 [redacted]

4-1

勤 務 実 績 表

2020年 12月分	被雇用者の氏名	[redacted]

	曜日	勤務時間	
1	火	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
2	水	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
3	木	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
4	金	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
5	土		
6	日		
7	月	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
8	火	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
9	水		
10	木	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
11	金	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
12	土		
13	日		
14	月	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
15	火	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
16	水		
17	木	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
18	金	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
19	土		
20	日		
21	月	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
22	火	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
23	水	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
24	木	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
25	金	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
26	土		
27	日	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
28	月		
29	火		
30	水	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
31	木		

支給額:時給1，500円×7時間×19日＝199，500円

整理番号	14

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	3年1月19日	支出額	40,976 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務員給与（12月分）		

領収書等貼付欄　　埼玉民主フォーラム　さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

② 51,000 + 220（手数料）= 51,220
51,220 × 80%

③ 事務員給与（12月分）

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
（別紙には整理番号（枝番）を付すこと。）

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

想いをつなぐ、未来を形に。 RESONA GROUP

埼玉りそな銀行 マイゲート

お取引内容確認・取消

振込

印刷する

受付番号 21011900004 受付日時 2021年01月19日 14:39

出金口座	[redacted]支店 [redacted]
振込依頼人名	ｻｲﾀﾏﾐﾝｼｭﾌｫｰﾗﾑ ﾀｶｷﾞ ﾏﾘ
振込先口座	[redacted]
受取人名	[redacted]
振込金額	51,000円
振込手数料	220円
引落合計金額	51,220円
振込指定日	2021年01月19日
処理状況	処理済

戻る

＞お問合せはこちら ※ブラウザにより表示されない場合があります

埼玉りそな銀行

14-3

12　月勤務実績表

名前　[redacted]

日	曜日	時間			休憩	総時間	交通費	内容　備考
1	火	9:00	～	15:00	1	5		
4	金	9:00	～	15:00	1	5		
8	火	9:00	～	15:00	1	5		
10	木	9:00	～	15:00	1	5		
14	月	9:00	～	15:00	1	5		
16	水	9:00	～	14:30	1	4.5		
21	月	9:00	～	15:30	1	5.5		
22	火	9:00	～	14:00	1	4		
28	月	13:00	～	16:30		3.5		
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
計						42.5	0	

給与額	@1,200円　×42.5時間=	51,000円
交通費		0円
合計		51,000円

雇用契約書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted] 電話 [redacted]	

下記の条件で契約します

雇用期間	令和　2年　4月　1日 から令和　3年　3月　31日 まで
就業場所	支部事務局　及び　政務活動地域
職務内容	政務活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業
就業時間 (休憩時間)	9時　00分 から　14時　00分まで (内、休憩時間は 60分)
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与（賃金）等	・賃金　(時給)　1,200円 ・手当
給与等支払	毎月　末日締切 /　翌月　5日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和　2年　4月　1日　　埼玉民主フォーラム　さいたま市北区支部支部長

雇用者　髙木　真理　[redacted]

被雇用者　[redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和　2年　4月　1日

埼玉民主フォーラム

会派代表　田並　尚明

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	17

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	R3 年 1 月 20 日	支出額	9,493 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	12月分交通費		

領収書等貼付欄　　埼玉民主フォーラム　上尾・伊奈支部

10,548 × 0.9 = 9,493

領収証　埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部様　No.

金額 ¥10548※

但 12月分交通費として

内訳	
現金	
小切手	／
手形	／
消費税額等（ %）	

令和3年 1月 20日 上記正に領収いたしました

収入印紙

[redacted]

GR1619

1,172円 × 9日分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇　用　契　約　書

氏　名	[redacted]	生年月[redacted]	
現住所	[redacted]		
電話番[redacted]		[redacted]	

下記条件にて契約と致します。

雇用期間	令和 元 年 9 月 1 日　から令和3 年 3 月 31 日
就業場所	埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102 埼玉民主フォーラム 上尾 伊奈支部
職務内容	政務活動補助用務
就業時間	午前10:00 ～ 午後6:00 (内休憩時間1時間含)
休日	週2日
給与（賃金）	月　給　　　　円（　時　給　1,000 円）
給与支払	末 日締切　　16 日支払
給与払込先	[redacted]
	上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

※契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

~~平成~~ 令和 元年 9月 1 日

雇用者　　氏名 町田皇[redacted]

被雇用者　　氏名 [redacted]

出勤表

2020年　12月

名前　[redacted]

日付	曜日	出勤	退勤	備考（作業内容）	交通費	チェック
1日	火	10:00	17:00			6:00
2日	水	10:00	17:00			6:00
3日	木					
4日	金	10:00	17:00			6:00
5日	土					
6日	日					
7日	月					
8日	火					
9日	水	10:00	17:00		レ	6:00
10日	木					
11日	金	9:00	17:00		レ	7:00
12日	土					
13日	日					
14日	月	10:00	17:00		レ	6:00
15日	火	10:00	17:00		レ	6:00
16日	水					
17日	木					
18日	金	10:00	17:00		レ	6:00
19日	土					
20日	日					
21日	月	10:00	17:00		レ	6:00
22日	火	10:00	17:00		レ	6:00
23日	水	10:00	17:00		レ	6:00
24日	木					
25日	金	10:00	18:00		レ	7:00
26日	土					
27日	日					
28日	月	10:00	17:00			6:00
29日	火					
30日	水					
31日	木					
					10548	80:00:00

ふじみ野駅〜上尾駅　往復1172円

整理番号	8

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	3年 1月22日 他	支出額	22, 330 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	労働保険に係る報酬、源泉所得税		

領収書等貼付欄　　埼玉民主フォーラム

・社労士報酬:20, 288円（19, 958円＋振込手数料330円）
口座名義:埼玉民主フォーラム　支払先：柳和男社会保険労務士事務所

12	03-01-22	.送金	*19,958	IB ﾔﾅｷﾞｶｽﾞｵｼ
13	03-01-22	.	*330	手数料

・源泉所得税:2, 042円（別紙参照）

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
（別紙には整理番号（枝番）を付すこと。）

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

報酬請求書

請求番号

令和2年12月16日

埼玉民主フォーラム　　　　御中

柳和男社会保険労務士事務所
社会保険労務士　柳　和男
〒330-0061
さいたま市浦和区常盤3－8－15
新田第9ビル　902
TEL:048-711-3807　FAX:048-711-3808

下記の通り、ご請求申し上げます。

ご請求額:金　　19,958　　円

（ご請求額は復興特別所得税を含む源泉徴収分2,042円を除いております）

区分	詳細	金額
報酬	年末調整一式	¥20,000
	①小　　計	¥20,000
	②消費税	¥2,000
	③合　　計	¥22,000
	④源泉所得税（①×10.21%）	¥2,042
	⑤差引き請求額（③－④）	¥19,958

備考
【お振込先銀行】 埼玉りそな銀行　北浦和支店 柳和男社会保険労務士事務所　柳和男 普通　4054502

検　印
[redacted]

整理番号	8 − 2

領収書貼付欄　埼玉民主フォーラム

国税 収納金整理資金　32391

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）

㊕ 領収証書

令和 年度	税務署名	税務署番号	税務署使用欄	整理番号
02	ウラワ 税務署	00033018	110	[redacted]

区分	支払年月日	人員	支給額	税額
俸給・給料等	令和 02 07 01 ～ 12 31	4	428625	0
賞与（役員賞与を除く。）	～			
日雇労務者の賃金		（延）		
退職手当等	～			
税理士等の報酬	02 07 01 ～ 12 31	1	20000	2042
役員賞与	～			
同上の支払確定年月日				
年末調整による不足税額				
年末調整による超過税額				▲
本税				2042
延滞税				
合計額				¥2042

納期等の区分
令和 年 月
自 02 07
至 02 12
支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領　日銀使用欄
内 証券

国庫金 納期特例分

徴収義務者
住所（所在地）330-0063　（電話番号 − − ）
サイタマシ ウラワク タカサゴ 3-15-1
氏名（名称）サイタマミンシュフオーラム　様（御中）

摘要

◎ 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

（領収日付印）
出納
3. 1. 21
埼玉りそな銀行 県庁
16

左記の合計額を領収しました

1-02101-[redacted] 1 (ZC-04680) H

※　整理番号には、枝番を記入すること

別記様式第2号(第6関係)

整理番号	27

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年 1月 27日
支出額	176,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 220,000円×80%)
使途	人件費 1月分
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名 木村 勇夫 印

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏　　名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted]　電話 [redacted]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和　2年　4月1 日 から令和3年3月　31日 まで	
就業場所	さいたま市南区支部事務局 及び、政務調査地域	
職務内容	県政調査活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から　17時 00分まで (内、休憩時間は 60分)	
休　日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	・賃金　(月給・日給・時給)　220，000円 ・手当	
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・翌月 末 日支払	
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。	
上記期間満了をもって本契約を解消する		

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和　2年　4月　1日

埼玉民主フォーラム
さいたま市南区支部支部長
雇用者　木村　勇[redacted]

被雇用者　[redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和　2年　4月　1日

埼玉民主フォーラム
会派代表　田並　尚明　㊞

出　勤　簿

令和3年

氏名 [redacted]

月																	
1月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
					出	出	出	出	出				出	出	出	出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
				出	出	出	出	出			出	出	出				
2月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
3月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

備　考

別記様式第2号(第6関係)

整理番号	11

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	2021年 1月 29日
支出額	90,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法　100,000円×0.9)
使途	人件費
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　山本正乃 (印)

雇用契約書

ふりがな	[redacted]	生年月日	
氏名	[redacted]	[redacted]生	
現住所	[redacted]	電話 [redacted]	

下記の条件で契約します	
雇用期間	令和２年　４月　１日 から令和３年　３月３１日 まで
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局　及び　政務活動地域
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の指示する作業
就業時間 (休憩時間)	１０時００分 から　１７時００分まで (内、休憩時間は６０分)
勤務日	主に月曜日、火曜日、金曜日
給与（賃金）等	・賃金　（月給）１００，０００円 ・手当
給与等支払	毎月末日締切　／ 当月末日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。
上記期間満了をもって本契約を解消する	

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和２年　４月　１日

雇用者　埼玉民主フォーラム
越谷支部　支部長
山本正乃 [redacted]

被雇用者 [redacted] [redacted]

（会派使用欄）

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和　２年４月１日

埼玉民主フォーラム
会派代表　田並　尚明

様式第2号（第6関係）

勤　務　実　績　表

3年 1月分	被雇用者の氏名 [redacted]

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	金			
2	土			
3	日			
4	月	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
5	火	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
6	水			
7	木			
8	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
9	土			
10	日			
11	月			
12	火	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
13	水			
14	木			
15	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
16	土			
17	日			
18	月	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
19	火	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
20	水			
21	木			
22	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
23	土			
24	日			
25	月	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助（テレワーク）
26	火	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助（テレワーク）
27	水			
28	木			
29	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
30	土			
31	日			
月給：100,000円/月				

別記様式第2号（第6関係）

整理番号	12

政務活動費　支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2021年　1月　29日
支出額	94,066円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　104,518円×0.9）
使途	人件費
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　山本正乃　（印）

雇　用　契　約　書

ふ　り　が　な	[redacted]	生　年　月　日
氏　　　　名	[redacted]	[redacted]生
現　住　所	[redacted]　電話 [redacted]	

下記の条件で契約します	
雇用期間	令和２年　４月　１日 から令和３年　３月３１日 まで
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局　及び　政務活動地域
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の支持する作業
就業時間 (休憩時間)	１０時００分 から　１７時００分まで (内、休憩時間は６０分)
勤　務　日	主に木曜日、金曜日、土曜日
給与（賃金）等	・ 賃金　　（月給）１００，０００円 ・ 手当　　交通費（実費）
給与等支払	毎月末日締切　／当月末日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和２年　４月　１日

埼玉民主フォーラム
越谷支部　支部長
雇 用 者　山本正乃[redacted]

被雇用者　[redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和２ 年４月１ 日

埼玉民主フォーラム
会派代表　田並　尚明

様式第2号(第6関係)

勤　務　実　績　表

3年 1月分	被雇用者の氏名 [redacted]

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	金			
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水			
7	木	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
8	金	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
9	土	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
10	日			
11	月			
12	火			
13	水			
14	木	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
15	金	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
16	土	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
17	日			
18	月			
19	火	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
20	水			
21	木			
22	金	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
23	土	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助(テレワーク)
24	日			
25	月			
26	火			
27	水			
28	木	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助(テレワーク)
29	金	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
30	土	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助(テレワーク)
31	日			
月給:100,000円/月(交通費502円×9日=4,518円)				

整理番号	2

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 (6):人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	3年2月4日	支出額	47,696 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務員給与(1月分)		

領収書等貼付欄　埼玉民主フォーラム　さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

② 59,400 + 220 (手数料) = 59,620
59,620 × 80%

③事務員給与

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

想いをつなぐ、未来を形に。 Next Action RESONA GROUP

埼玉りそな銀行 マイゲート

振込

STEP 1. 出金口座選択 ▶ 2. 振込先選択 ▶ 3. 金額・指定日選択 ▶ 4. 振込実行 ▶ 5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。
受付番号は21020400002です。

振込　受付明細

印刷する

受付番号 ： 21020400002　　受付日時 ： 2021年02月04日 10:24

出金口座	[redacted]支店 [redacted]
振込依頼人名	ｻｲﾀﾏﾐﾝｼｭﾌｵｰﾗﾑ ﾀｶｷﾞ ﾏﾘ
振込先口座	[redacted]
受取人名	[redacted]
メモ欄	事務員給与
振込金額	59,400円
振込手数料	220円
引落合計金額	59,620円
振込指定日	02月04日

ご注意

- お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。
- 入金内容がご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。
  また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。
  なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返しできません。あらかじめご了承ください。

続けて振込みをする

1 月勤務実績表

名前 [redacted]

日	曜日	時間			休憩	総時間	交通費	内容 備考
7	木	9:00	～	12:00		3		
8	金	9:00	～	15:00	1	5		
13	水	9:00	～	14:00	1	4		
14	木	14:00	～	17:00		3		
15	金	9:00	～	15:00	1	5		
19	火	9:00	～	15:30	1	5.5		
20	水	9:00	～	14:00	1	4		
21	木	9:00	～	15:00	1	5		
25	月	9:00	～	15:00	1	5		
26	火	9:00	～	15:00	1	5		
28	木	9:00	～	15:00	1	5		
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
				計		49.5	0	

給与額	@1,200円 ×49.5時間= 59,400円
交通費	0円
合計	59,400円

雇用契約書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏　名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted] 電話 [redacted]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和　2年　4月　1日 から令和　3年　3月　31日 まで	
就業場所	支部事務局　及び　政務活動地域	
職務内容	政務活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時　00分 から　14時　00分まで (内、休憩時間は 60分)	
休　日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	・賃金　(時給)　1,200円 ・手当	
給与等支払	毎月　末日締切 / 翌月　5日支払	
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。	
上記期間満了をもって本契約を解消する		

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和　2年　4月　1日　埼玉民主フォーラム　さいたま市北区支部支部長

雇用者　髙木　真理　[redacted]

被雇用者　[redacted]　[redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和　2年　4月　1日

埼玉民主フォーラム
会派代表　田並　尚明

別記様式第2号(第6関係)

整理番号	8

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	2021 年 2月 5 日
支出額	3,720 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 4650 × 0.8 = 3720)
使途	1月分パート代
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司 (印)

整理番号	8-1

勤務実績表

令和3年 1月分	被雇用者の氏名	[redacted]

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水	10:00 ～ 16:00	事務所管理、事務処理
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		

支給額 ： 時給 930 円 × 5 時間 × 1 日 ＝ 4650 円

整理番号	8－2

雇用契約書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted]	電話 [redacted]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部	
職務内容	接客 電話応待 事務所管理 政務調査業務等	
就業時間（休憩時間）	10時00分から11時00分まで （内、休憩時間は60分）	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	・賃金　（月給・日給・時給（〇））　930円 ・手当	
給与等支払	毎月末日締切／当月・翌月（〇）5日支払	
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。	

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和2年3月30日　　埼玉民主フォーラム　越谷支部　支部長

雇用者　辻浩司　[redacted]

被雇用者　[redacted]　[redacted]

（会派使用欄）

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和2年4月1日

埼玉民主フォーラム

会派代表　　田並　尚明　（印：埼玉民主フォーラム会派之印）

別記様式第2号(第6関係)

整理番号	9

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 (6):人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	2021 年 2 月 5 日
支出額	11,160 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 13950×0.8=11,160)
使途	1月分パート代
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司 (印)

整理番号	9-1

勤務実績表

令和3年 1月分	被雇用者の氏名	[redacted]

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金	10:00 ~ 16:00	事務所管理　来客対応　事務処理
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月	10:00 ~ 16:00	事務所管理　来客対応　事務処理
19	火		
20	水		
21	木		
22	金	10:00 ~ 16:00	事務所管理　来客対応
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		

支給額 ： 時給 930 円 × 5 時間 × 3 日 ＝ 13,950 円

整理番号	9－2

雇用契約書

ふりがな	[redacted]	生年月日	
氏名	[redacted]	[redacted] 生	
現住所	[redacted]	電話	[redacted]
下記の条件で契約します			
雇用期間	令和 2 年 4月 1日 から令和 3 年 3月 31 日 まで		
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部		
職務内容	接客、電話応待、事務所管理、調査業務等		
就業時間（休憩時間）	10 時 00 分 から 16 時 00 分まで （内、休憩時間は 60 分）		
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始		
給与（賃金）等	・賃金　（月給・日給・時給）　930 円 ・手当		
給与等支払	毎月 末 日締切 ／ 当月・翌月 5 日支払		
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。		
上記期間満了をもって本契約を解消する			

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和 2 年 3 月 30 日　　埼玉民主フォーラム　越谷支部　支部長

雇用者　辻　浩司　[redacted]

被雇用者　[redacted]　[redacted]

（会派使用欄）

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 2 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会派代表　　田並　尚明

別記様式第2号（第6関係）

整理番号	10

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	2021 年 2 月 5 日
支出額	7,440円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法 9300×0.8=7440 ）
使途	1月分 パート代
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司 (印)

整理番号	10－1

勤務実績表

令和3年 1月分	被雇用者の氏名	[redacted]

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金	10:00～16:00	事務所管理、事務処理　来客対応、
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水	10:00～16:00	事務所管理　事務処理　来客対応、
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		

支給額 ： 時給 930 円 × 5 時間 × 2 日 ＝ 9300 円

整理番号	10～2

雇 用 契 約 書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted]	電話 [redacted]

下記の条件で契約します

雇用期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部
職務内容	接客、電話応対、事務所管理、調査業務等
就業時間 (休憩時間)	10時00分から 16時00分まで (内、休憩時間は60分)
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与(賃金)等	・賃金 (月給・日給・時給) 930円 ・手当
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月5日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和 2年3月30日　　埼玉民主フォーラム　越谷支部　支部長

雇用者　辻 浩司 [redacted]

被雇用者 [redacted] [redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 2年4月1日

埼玉民主フォーラム

会派代表　　田並　尚明

整理番号	11

政務活動費支出証明書

> 領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を〇で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 6：人件費（〇）　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2021年 2月 5日
支出額	3,720円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　4650×0.8=3,720　）
使途	1月分パート代
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　辻 浩司　㊞

整理番号	11－1

勤務実績表

令和3年 1月分	被雇用者の氏名	[redacted]

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金	10:00～16:00	事務所管理、事務処理（名簿PC入力）来客対応
30	土		
31	日		

支給額 ： 時給 930 円 × 5 時間 × 1 日 ＝ 4,650 円

整理番号	11－ス

雇用契約書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted] 電話 [redacted]	

下記の条件で契約します	
雇用期間	令和 2 年 4 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日 まで
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部
職務内容	接客、電話応待、事務所管理、調査業務等
就業時間 （休憩時間）	10 時 00 分 から 16 時 00 分まで （内、休憩時間は 60 分）
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与（賃金）等	・賃金 （月給・日給・時給） 930 円 ・手当
給与等支払	毎月 末 日締切 ／ 当月・翌月 5 日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和 2 年 3 月 30 日　　埼玉民主フォーラム　越谷支部　支部長

雇用者　辻浩司 [redacted]

被雇用者 [redacted] [redacted]

（会派使用欄）

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 2 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム

会派代表　　田並　尚明　（埼玉民主フォーラム印）

別記様式第2号（第6関係）

整理番号	12

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2021 年 2 月 5 日
支出額	7,440 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　9300 × 0.8 = 7440　）
使途	1月分 パート代
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　辻 浩司　㊞

整理番号	12－1

勤務実績表

令和3年 1月分	被雇用者の氏名	[redacted]

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	金		
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月	10:00～16:00	事務所管理、来客対応
26	火		
27	水	10:00～16:00	事務所管理、事務処理
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		

支給額 ： 時給 930 円 × 5 時間 × 2 日 ＝ 9300－円

整理番号	12-2

雇用契約書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted]	[redacted]話[redacted]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 2年 4月 1日 から令和 3年 3月 31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部	
職務内容	接客、電話応対、事務所管理、調査業務等	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 16時00分まで (内、休憩時間は60分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	・賃金 (月給・日給・(時給)) 930円 ・手当	
給与等支払	毎月 末日締切 / 当月・(翌月) 5日支払	
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。	

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和 2年 3月 30日　　埼玉民主フォーラム　越谷支部　支部長

雇用者　辻 浩司 [redacted]

被雇用者 [redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 2年 4月 1日

埼玉民主フォーラム

会派代表　　田並　尚明

別記様式第2号(第6関係)

整理番号	8

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 (6):人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	2021 年 2 月 10 日
支出額	59,423 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 66025×0.9=59,423)
使途	事務員 給与1月分
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名 山根 史子 (山根) 印

2021年1月

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日											
2日											
3日										0.5	
4日				休						6	1
5日										3	
6日										3	
7日										5	
8日			休							4	1
9日											
10日										2	
11日										5	
12日										5	
13日											
14日				休						6	1
15日										1	
16日											
17日											
18日											
19日										5	
20日											
21日										5	
22日											
23日											
24日											
25日											
26日				休						6	1
27日											
28日										5	
29日										5	
30日										3	
合計										69.5	

雇用契約書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted] 電話 [redacted]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和3 年 3 月 31 日まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム　川越支部 川越市古市場 427-1	
職務内容	川越支部　及び　政務活動の補助	
就業時間 (休憩時間)	9 時 00 分から 17 時 00 分まで (内、休憩時間は 60 分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	・ 賃金　(月給・日給・時給)　950　円) ・ 手当	
給与等支払	毎月　末　日締切　/ 当月・翌月　10　日支払	
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。	

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和2年　4　月　1　日

埼玉民主フォーラム
川越　支部長
雇用者　山根　史子 [redacted]

被雇用者 [redacted] [redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和　2　年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会派代表　田並　尚明

整理番号	7

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分（該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	R3 年 2 月 15 日	支出額	73,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	職員給与（1月分）		

領収書等貼付欄　　埼玉民主フォーラム　上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

03-02-15 .送金 | *82,000 IB [redacted]

82,000 × 0.9 = 73,800

③職員給与（1月分）

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇　用　契　約　書

氏　名	[redacted]	生年月日	[redacted]
現住所	[redacted]		
電話番号	[redacted]	緊[redacted]	

下記条件にて契約と致します。

雇用期間	令和元年9月1日から令和3年3月31日
就業場所	埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102 埼玉民主フォーラム 上尾 伊奈支部
職務内容	政務活動補助用務
就業時間	午前10:00～午後6:00（内休憩時間1時間含）
休日	週2日
給与（賃金）	月　給　　　　円（　時　給　1,000 円）
給与支払	末日締切　　　16 日支払
給与払込先	[redacted]
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

~~平成~~令和元年　9月　1日

雇用者　　氏名　町田皇[redacted]

被雇用者　氏名[redacted]

ワ-2

出勤表

2021年1月

名前 [redacted]

日付	曜日	出勤	退勤	備考（作業内容）	交通費	チェック
1日	金					
2日	土					
3日	日					
4日	月					
5日	火	10:00	17:00			6:00
6日	水	10:00	17:00			6:00
7日	木	10:00	17:00			6:00
8日	金					
9日	土					
10日	日					
11日	月					
12日	火	9:00	17:00			7:00
13日	水					
14日	木					
15日	金	10:00	17:00			6:00
16日	土					
17日	日					
18日	月	10:00	18:00			7:00
19日	火	10:00	17:00			6:00
20日	水	10:00	17:00			6:00
21日	木					
22日	金	10:00	17:00			6:00
23日	土					
24日	日					
25日	月	10:00	17:00			6:00
26日	火	10:00	17:00			6:00
27日	水	10:00	18:00			7:00
28日	木					
29日	金	10:00	18:00			7:00
30日	土					
31日	日					
						82:00:00

整理番号	7

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	3年 2月 15日	支出額	35,040 円 × 100% 35, 040円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動補助職員給与(1月分) (政務活動補助業務にのみ従事)		

領収書等貼付欄　埼玉民主フォーラム

口座名義 : 埼玉民主フォーラム
使　途 : 政務活動補助職員給与(1月分)

7	03-02-15	.送金	*34,380	IB [redacted]
8	03-02-15	.	*660	手数料

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

2020　1　**月分勤務実績表**　[redacted]

	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	交通費
1/1 (金)					
1/2 (土)					
1/3 (日)					
1/4 (月)					
1/5 (火)					
1/6 (水)					
1/7 (木)					
1/8 (金)					
1/9 (土)					
1/10 (日)					
1/11 (月)					
1/12 (火)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
1/13 (水)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
1/14 (木)					
1/15 (金)					
1/16 (土)					
1/17 (日)					
1/18 (月)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
1/19 (火)					
1/20 (水)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
1/21 (木)					
1/22 (金)					
1/23 (土)					
1/24 (日)					
1/25 (月)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
1/26 (火)					
1/27 (水)	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
1/28 (木)					
1/29 (金)					
1/30 (土)					
1/31 (日)					

出勤日数	6 日
勤務時間	28:30 時間
(内、有給日数)	
(内、有給時間)	
時給	¥ 1,000
交通費（往復）	¥ 980

基本給　¥ 28,500（¥ 1,000 × 28:30 時間）

交通費　¥ 5,880（¥ 980 × 6日）

総支給額 ¥ 34,380

労働契約書

埼玉民主フォーラム（以下「甲」という）と[redacted]（以下「乙」という）は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第１条　乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

① 契約期間　自令和２年９月１日至令和３年３月３１日
② 就業場所　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１
　　　　　　埼玉県議会　埼玉民主フォーラム
③ 業務内容　政務活動補助業務及びこれに付随する業務

第２条　乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

① 勤務日数　週２日程度
② 始業・終業の時刻　始業（１０時００分）終業（１７時００分）
③ 休憩時間　６０分　実働６時間
④ 休日　土曜日、日曜日、国民の祝日、
　夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
⑤ 時間外及び休日勤務　業務上その他の都合により、甲は必要ある場合には
　時間外及び休日に就業させることがある。
⑥ 休暇　法定の年次有給休暇を付与する。

第３条　乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

① 基本給　時給　１，０００円
② 通勤手当　実費支給
③ 超過勤務手当　時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに従い、超過勤務手当を支給する。
④ 賃金締切日及び支払い方法　毎月月末締切、翌月１５日に支払う。
　（支給日が休日に当たるときは前日に支払う）。
⑤ 昇給　本人の実績と勘案し昇給することがある。

第４条　第１条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があり得るものとし、契約の更新は次により判断する。

① 契約期間満了時の業務量
② 勤務成績、勤務態度
③ 事務所の経営状況

第５条　第１条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ３０日前までに相手方に通知しなければならない。

① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
③ その他の理由により引き続き在職することが不適当と認められる場合

第６条　乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第７条　この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和２年　９月　１日

（甲）埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１
埼玉県議会　埼玉民主フォーラム
代表　田並　尚明　印

（乙）[redacted]
[redacted] [redacted]

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	8

政務活動費 領収書等貼付用紙

経　費　区　分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3年 2月 15日	支　出　額	44,530円×100% 44, 530円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使　　途	政務活動補助職員給与（1月分） （政務活動補助業務にのみ従事）		

領収書等貼付欄　　埼玉民主フォーラム

口座名義　：　埼玉民主フォーラム
使　　途　：　政務活動補助職員給与（1月分）

9	03-02-15	.送金	*44,200	IB [redacted]
10	03-02-15	.	*330	手数料

※　領収書は重ねて貼付しないこと。
※　領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
（別紙には整理番号（枝番）を付すこと。）

※　領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※　按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

2021　1　月分勤務実績表　[redacted]

	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	交通費
1/1 (金)					
1/2 (土)					
1/3 (日)					
1/4 (月)					
1/5 (火)					
1/6 (水)	10:00	15:15	0:15	5:00	
1/7 (木)					
1/8 (金)					
1/9 (土)					
1/10 (日)					
1/11 (月)					
1/12 (火)	10:00	15:15	0:15	5:00	
1/13 (水)					
1/14 (木)					
1/15 (金)	10:00	15:15	0:15	5:00	
1/16 (土)					
1/17 (日)					
1/18 (月)	10:00	14:45	0:15	4:30	
1/19 (火)					
1/20 (水)					
1/21 (木)	10:00	15:15	0:15	5:00	
1/22 (金)					
1/23 (土)					
1/24 (日)					
1/25 (月)	10:00	14:45	0:15	4:30	
1/26 (火)					
1/27 (水)					
1/28 (木)	10:00	15:15	0:15	5:00	
1/29 (金)					
1/30 (土)					
1/31 (日)					

出勤日数	7 日
勤務時間	34:00 時間
(内、有給日数)	(0日)
(内、有給時間)	(0 時間00分)
時給	¥　1,300
交通費 (バス往復)	¥　398

基本給　¥　44,200 (¥　1,300　×　34:00 時間)

交通費　¥　- (¥　398　×　0日)

総支給額　¥　44,200

労働契約書

埼玉民主フォーラム(以下「甲」という)と[redacted](以下「乙」という) は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第１条　乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

① 契約期間　自令和２年４月１日至令和３年３月３１日

② 就業場所　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１
埼玉県議会　埼玉民主フォーラム

③ 業務内容　政務活動費経理補助業務及びこれに付随する業務

第２条　乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

① 勤務日数　週２日程度

② 始業・終業の時刻　始業（１０時００分）終業(１４時４５分)

③ 休憩時間　１５分　実働４時間３０分

④ 休日　土曜日、日曜日、国民の祝日、
夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日

⑤ 時間外及び休日勤務　業務上その他の都合により、甲は必要ある場合には時間外及び休日に就業させることがある。

⑥ 休暇　法定の年次有給休暇を付与する。

第３条　乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

① 基本給　時給　１，３００円

② 通勤手当　実費支給

③ 超過勤務手当　時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに従い、超過勤務手当を支給する。

④ 賃金締切日及び支払い方法　毎月月末締切、翌月１５日に支払う。
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)

⑤ 昇給　本人の実績を勘案し昇給することがある。

第４条　第１条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があり得るものとし、契約の更新は次により判断する。

① 契約期間満了時の業務量

② 勤務成績、勤務態度

③ 事務所の経営状況

第５条　第１条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ３０日前までに相手方に通知しなければならない。

① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
③ その他の理由により引き続き在職することが不適当と認められる場合

第６条　乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第７条　この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和２年　４月　１日

（甲）埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１
埼玉県議会　埼玉民主フォーラム
代表　田並　尚明　印

（乙）[redacted]
[redacted] [redacted]

別記様式第2号（第6関係）

整理番号	4

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 6：人件費（○）　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	令和3年　2月　16日
支出額	179，550円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　199,500円×0.9＝179,550円）
使途	事務員給与　1月分
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　白根　大輔　（印）

雇 用 契 約 書

ふりがな	[redacted]	生 年 月 日
氏　　名	[redacted]	[redacted]生
現 住 所	[redacted] 電話 [redacted]	

下記の条件で契約します	
雇用期間	令和元年5月1日 から令和3年3月31日 まで
就業場所	埼玉県川口市朝日2丁目17番7号 埼玉民主フォーラム川口支部
職務内容	政務活動補助用務
就業時間 （休憩時間）	午前10時00分 から 午後6時00分まで （内、休憩時間は 1時間以内とする）
休　日	週2日
給与（賃金）等	・ 時間給　1,500円
給与等支払	・ 賃金・手当　毎月末日締切り　翌月16日支払い
給与等振込先	・ [redacted]
上記期間満了をもって本契約を解消する	

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令 和 元 年 5 月　1日

雇 用 者　（議員名）白根　大輔 [redacted]

被雇用者　住所 [redacted]
氏名 [redacted]

4-1

勤務実績表

2021年 1月分	被雇用者の氏名	[redacted]

	曜日	勤務時間	
1	金		
2	土		
3	日		
4	月	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
5	火	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
6	水	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
7	木	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
8	金	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
9	土		
10	日		
11	月	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
12	火	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
13	水		
14	木	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
15	金	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
16	土		
17	日		
18	月	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
19	火	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
20	水	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
21	木	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
22	金	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
23	土		
24	日		
25	月	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
26	火	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
27	水	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
28	木	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
29	金	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
30	土		
31	日		

支給額：時給1，500円×7時間×19日＝199，500円

整理番号	9

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2021年 2月 26日
支出額	90,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　100,000円×0.9 ）
使途	人件費
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　山本正乃　（印）

様式第2号（第6関係）

勤　務　実　績　表

3年 2月分	被雇用者の氏名 [redacted]

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	月	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助（テレワーク）
2	火	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助（テレワーク）
3	水			
4	木			
5	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
6	土			
7	日			
8	月	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助（テレワーク）
9	火	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助（テレワーク）
10	水			
11	木			
12	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
13	土			
14	日			
15	月	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助（テレワーク）
16	火	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助（テレワーク）
17	水			
18	木			
19	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
20	土			
21	日			
22	月	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助（テレワーク）
23	火	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助（テレワーク）
24	水			
25	木			
26	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
27	土			
28	日			

月給：100,000円／月

雇 用 契 約 書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏名		[redacted]生
現住所	[redacted] 電話[redacted]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和２年　４月　１日 から令和３年　３月３１日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局　及び　政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	１０時００分 から　１７時００分まで (内、休憩時間は６０分)	
勤務日	主に月曜日、火曜日、金曜日	
給与（賃金）等	・賃金　　(月給) １００，０００円 ・手当	
給与等支払	毎月末日締切　/ 当月末日支払	
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。	
上記期間満了をもって本契約を解消する		

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和２年　４月　１日

埼玉民主フォーラム
越谷支部　支部長
雇用者　山本正乃 [redacted]

被雇用者 [redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和　２ 年４ 月１ 日

埼玉民主フォーラム
会派代表　田並　尚明

別記様式第2号（第6関係）

整理番号	10

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2021年 2月 26日
支出額	91,807円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　102,008円×0.9）
使途	人件費
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　山本正乃　㊞

雇　用　契　約　書

ふ り が な	[redacted]	生 年 月 日
氏　　　名	[redacted]	[redacted]生
現　住　所	[redacted]　電話 [redacted]	

下記の条件で契約します	
雇用期間	令和２年　４月　１日 から令和３年　３月３１日 まで
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局　及び　政務活動地域
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の支持する作業
就業時間 （休憩時間）	１０時００分 から　１７時００分まで （内、休憩時間は６０分）
勤　務　日	主に木曜日、金曜日、土曜日
給与（賃金）等	・ 賃金　（月給）１００，０００円 ・ 手当　交通費（実費）
給与等支払	毎月末日締切　/ 当月末日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。
上記期間満了をもって本契約を解消する	

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和２年　４月　１日

雇 用 者　埼玉民主フォーラム
越谷支部　支部長
山本正乃 [redacted]

被雇用者 [redacted]

（会派使用欄）

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和２ 年 ４ 月 １ 日

埼玉民主フォーラム
会派代表　　田並　尚明

様式第2号（第6関係）

勤　務　実　績　表

3年 1月分	被雇用者の氏名 [redacted]

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	月			
2	火			
3	水			
4	木	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助(テレワーク)
5	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
6	土	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助(テレワーク)
7	日			
8	月			
9	火			
10	水			
11	木	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助(テレワーク)
12	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
13	土	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助(テレワーク)
14	日			
15	月			
16	火			
17	水			
18	木	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助(テレワーク)
19	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
20	土	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助(テレワーク)
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助(テレワーク)
26	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
27	土	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助(テレワーク)
28	日			
月給：100,000円/月（交通費502円×4日＝2,008円）				

別記様式第2号（第6関係）

整理番号	22

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3年　2月　26日
支出額	176,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　220,000円×80%　）
使途	人件費 2 月分
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　木村　勇夫　印

雇 用 契 約 書

ふ り が な	[redacted]	生 年 月 日
氏 名	[redacted]	[redacted]生
現 住 所	[redacted] 電話 [redacted]	

下記の条件で契約します	
雇用期間	令和　2年　4月1　日 から令和3年3月　31日 まで
就業場所	さいたま市南区支部事務局 及び、政務調査地域
職務内容	県政調査活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から 17時 00分まで (内、休憩時間は 60分)
休　日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与（賃金）等	・ 賃金　(月給・日給・時給)　220，000円 ・ 手当
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・翌月 末 日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。
上記期間満了をもって本契約を解消する	

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和　2年　4月　1日

埼玉民主フォーラム
さいたま市南区支部支部長
雇 用 者　木村　勇[redacted]

被雇用者　[redacted]

（会派使用欄）

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和　2年　4月　1日

埼玉民主フォーラム
会派代表　田並　尚明 ㊞

出　勤　簿

令和3年　　　　氏名 [redacted]

1月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
					出	出	出	出	出				出	出	出	出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
				出	出	出	出	出			出	出	出				
2月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
		出	出	出	出	出			出	出	出		出			出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
		出	出	出	出			出		出	出	出					
3月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

備　考

整理番号	12

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を〇で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 (6)：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2021 年 3 月 5 日
支出額	3,720 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　4650×0.8＝3,720　）
使途	2月分パート代
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　辻 浩司　㊞

整理番号	12－1

勤務実績表

令和3年 2月分	被雇用者の氏名	[redacted]

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	月	10時～16時	書類整理．書類印刷．郵送作業
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水		
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		

支給額 ： 時給 930 円 × 5 時間 × 1 日 ＝ 4650 円

整理番号 12-2

雇用契約書

ふりがな	[redacted]	生年月日	
氏名		[redacted]生	
現住所	[redacted]	電話	[redacted]

下記の条件で契約します	
雇用期間	令和 2 年 4 月 1 日 から令和 3 年 3 月 31 日 まで
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部
職務内容	接客 電話応待 事務所管理 政務調査業務等
就業時間（休憩時間）	10 時 00 分 から 16 時 00 分まで （内、休憩時間は 60 分）
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与（賃金）等	・賃金　（月給・日給・時給）　930 円 ・手当
給与等支払	毎月 末 日締切 ／ 当月・翌月 5 日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和 2 年 3 月 30 日　　埼玉民主フォーラム　越谷支部　支部長

雇用者　辻 浩司 [redacted]

被雇用者 [redacted] [redacted]

（会派使用欄）

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 2 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム

会派代表　田並 尚明　（埼玉民主フォーラム 会派代表之印）

別記様式第2号（第6関係）

整理番号	13

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2021 年 3 月 5 日
支出額	14,880 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　18600×0.8＝14,880　）
使途	2月分 パート代
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　辻 浩司　（印）

整理番号	13－1

勤務実績表

令和3年 2月分	被雇用者の氏名	[redacted]

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	月		
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月	10:00～16:00	事務所管理、事務処理、来客対応
9	火		
10	水		
11	木		
12	金	10:00～16:00	事務所管理、事務処理、来客対応
13	土		
14	日		
15	月	10:00～16:00	事務所管理、事務処理
16	火		
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月	10:00～16:00	事務所管理、事務処理、来客対応
23	火		
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		

支給額 ： 時給 930 円 × 5 時間 × 4 日 ＝ 18,600 円

整理番号	13-2

雇用契約書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏名	[redacted]	[redacted] 生
現住所	[redacted]	電話 [redacted]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 2 年 4月 1日 から令和 3 年 3月 31 日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部	
職務内容	接客、電話応待、事務所管理、調査業務等	
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分 から 16 時 00 分まで (内、休憩時間は 60 分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	・賃金 (月給・日給・時給) 930 円 ・手当	
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・翌月 5 日支払	
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。	
上記期間満了をもって本契約を解消する		

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和 2 年 3 月 30 日　　埼玉民主フォーラム　越谷支部　支部長

雇用者　辻 浩司 [redacted]

被雇用者 [redacted] [redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 2 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム

会派代表　　田並　尚明

整理番号	14

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 (6):人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021 年 3 月 5 日
支出額	14,880 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 18,600 × 0.8 = 14,880)
使途	2月分パート代
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司 (印)

整理番号	14－1

勤務実績表

令和3年 2月分	被雇用者の氏名	[redacted]

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	月		
2	火		
3	水	10:00～16:00	事務所管理　事務処理　来客対応
4	木		
5	金	10:00～16:00	事務所管理　事務処理　来客対応
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水	10:00～16:00	事務所管理　来客対応　事務処理
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水		
18	木		
19	金	10:00～16:00	事務所管理　来客対応　事務処理
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水		
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		

支給額 ： 時給 930 円 × 5 時間 × 4 日 ＝ 18,600 円

整理番号	14-2

雇 用 契 約 書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted]話[redacted]	

下記の条件で契約します	
雇用期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
就業場所	埼玉民主フォーラム越谷第二支部
職務内容	接客、電話応待、事務所管理、調査業務等
就業時間（休憩時間）	10時00分から16時00分まで （内、休憩時間は60分）
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与（賃金）等	・賃金　（月給・日給・時給（○））　930円 ・手当
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月（○）5日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和2年3月30日　　埼玉民主フォーラム　越谷支部　支部長

雇用者　辻 浩司　[redacted]

被雇用者　[redacted]　[redacted]

（会派使用欄）

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和2年4月1日

埼玉民主フォーラム
会派代表　田並　尚明

別記様式第2号（第6関係）

整理番号	15

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	2021 年 3 月 5 日
支出額	7,440 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　9,300×0.8＝7440　）
使途	2月分パート代
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　辻浩司　㊞

整理番号	15－1

勤務実績表

令和3年 2月分	被雇用者の氏名	[redacted]

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	月		
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水		
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水	10:00～16:00	事務所管理、来客応対、事務処理
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水		
25	木		
26	金	10:00～16:00	事務所管理　来客対応
27	土		
28	日		

支給額 ： 時給 930 円 × ~~6~~ 5 時間 × 2 日 ＝ 9300 円

整理番号	15-2

雇用契約書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted]	電話 [redacted]
下記の条件で契約します		

雇用期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷第二支部
職務内容	接客、電話応待、事務所管理、調査業務等
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分から 16 時 00 分まで (内、休憩時間は 60 分)
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与（賃金）等	・賃金 (月給・日給・時給) 930 円 ・手当
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・翌月 5 日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和 2 年 3 月 30 日　　埼玉民主フォーラム　越谷支部　支部長

雇用者　辻 浩司 [redacted]

被雇用者 [redacted] [redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 2 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会派代表　　田並　尚明　（埼玉民主フォーラム代表之印）

整理番号	16

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2021 年 3 月 5 日
支出額	7,440 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　9300×0.8=7440　）
使途	2月分パート代
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　辻 浩司　印

整理番号	16-1

勤務実績表

令和3年 2月分	被雇用者の氏名	[redacted]

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	月		
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水	10:00～16:00	事務所管理，電話応対，来客対応
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月		
16	火		
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月		
23	火		
24	水	10:00～16:00	事務所管理，来客対応
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		

支給額 ： 時給 930 円 × 5 時間 × 2 日 ＝ 9300 円

整理番号	16-2

雇用契約書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted]	電話 [redacted]

下記の条件で契約します	
雇用期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
就業場所	埼玉民主フォーラム　越谷第二支部
職務内容	調査事務，接客，電話応対，事務所管理
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分から 16 時 00 分まで (内、休憩時間は 60 分)
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与（賃金）等	・賃金　（月給・日給・時給）　930 円 ・手当
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・翌月 5 日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和 2 年 4 月 1 日　　埼玉民主フォーラム　越谷支部　支部長

雇用者　辻 浩司　[redacted]

被雇用者　[redacted]　[redacted]

（会派使用欄）

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 2 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会派代表　　田並　尚明

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	3年3月5日	支出額	59,890 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務員給与（2月分）		

領収書等貼付欄　　埼玉民主フォーラム　さいたま市北区支部

振込受付明細は、別紙添付

② 74,642 + 220 = 74,862
74,862 × 80%

③事務員給与

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
（別紙には整理番号(枝番)を付すこと。）

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

振込

STEP 1. 出金口座選択 2. 振込先選択 3. 金額・指定日入力 4. 振込受付 5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。
受付番号は21030500002です。

振込　受付明細

印刷する

受付番号　21030500002　　受付日時　2021年03月05日 15:29

出金口座	[redacted]支店 [redacted]
振込依頼人名	ｻｲﾀﾏﾐﾝｼｭﾌｫｰﾗﾑ ﾀｶｷﾞ ﾏﾘ
振込先口座	[redacted]
受取人名	[redacted]
メモ欄	事務員給与
振込金額	74,642円
振込手数料	220円
引落合計金額	74,862円
振込指定日	03月05日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。
入金内容がご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。
また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。
なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返しできません。あらかじめご了承ください。

続けて振込みをする

4-3

2 月勤務実績表

名前 [redacted]

日	曜日	時間			休憩	総時間	交通費	内容 備考
1	月	9:00	~	15:00	1	5		
2	火	9:00	~	15:00	1	5		
4	木	9:00	~	15:00	1	5	242	JR浦和→宮原
5	金	15:00	~	17:00		2		
8	月	9:00	~	15:00	1	5		
9	火	9:00	~	15:00	1	5		
10	水	9:00	~	15:00	1	5		
11	木	12:00	~	14:00		2		
16	火	9:00	~	15:00	1	5		
17	水	9:00	~	14:00	1	4		
19	金	9:00	~	15:00	1	5		
22	月	9:00	~	15:00	1	5		
24	水	9:00		14:00	1	4		
25	木	9:00	~	15:00	1	5		
			~					
			~					
			~					
			~					
			~					
			~					
			~					
			~					
			~					
			~					
			~					
				計		62	242	

給与額	@1,200円 ×62.0時間=	74,400円
交通費		242円
合計		74,642円

雇　用　契　約　書

ふ　り　が　な	[redacted]	生　年　月　日
氏　　　　名	[redacted]	[redacted]生
現　住　所	[redacted]　電話 [redacted]	

下記の条件で契約します	
雇用期間	令和　2年　4月　1日　から令和　3年　3月　31日　まで
就業場所	支部事務局　及び　政務活動地域
職務内容	政務活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業
就業時間 (休憩時間)	9時　00分　から　　14時　00分まで (内、休憩時間は 60分)
休　　日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与（賃金）等	・賃金　　(時給)　　1,200円 ・手当
給与等支払	毎月　　末日締切　/　　翌月　　5日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。
上記期間満了をもって本契約を解消する	

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和　2年　4月　1日　　埼玉民主フォーラム　さいたま市北区支部支部長

雇 用 者　　髙木　真理　[redacted]

被雇用者　[redacted]　[redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和　2年　4月　1日

埼玉民主フォーラム
会派代表　　田並　尚明

別記様式第2号（第6関係）

整理番号	8

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 (6)：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2021 年 3 月 10 日
支出額	50445 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法 56050×0.9＝50445 ）
使途	事務員 給与 2月分
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　山根 史子 (山根)印

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏　　名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted]	電話[redacted]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和　2　年　4 月　1 日 から令和 3 年　3 月　31　日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム　川越支部 川越市古市場 427-1	
職務内容	川越支部　及び　政務活動の補助	
就業時間 （休憩時間）	9 時　00　分 から　17　時 00　分まで （内、休憩時間は　60　分）	
休　　日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与（賃金）等	・ 賃金　　（月給・日給・時給）　950　　円） ・ 手当	
給与等支払	毎月　末　日締切　／ 当月・翌月　10　日支払	
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。	
上記期間満了をもって本契約を解消する		

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和 2 年　4　月　1　日

埼玉民主フォーラム
川越　支部長
雇 用 者　　山根　史子 [redacted]

被雇用者 [redacted] [redacted]

（会派使用欄）

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和　2　年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会　派　代　表　　田並　尚明

2021年2月

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日										2	
2日										5	
3日											
4日										5	
5日											
6日										3	
7日											
8日										5	
9日										5	
10日										1	
11日											
12日										1	
13日											
14日											
15日										4	
16日										5	
17日											
18日										5	
19日											
20日										3	
21日											
22日										5	
23日										5	
24日											
25日										5	
26日											
27日											
28日											
合計										59	

整理番号	12

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	R3 年 3 月 15 日	支出額	75,798 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	職員給与（2月分）		

領収書等貼付欄　　埼玉民主フォーラム　上尾・伊奈支部

口座名義人：町田皇介

03-03-15 .送金 | *84,220 IB [redacted]

84,220 × 0.9 = 75,798

③事務員給与として

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は　　に補記すること）。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

13-2

出勤表

2021年　2月

名前　[redacted]

日付	曜日	出勤	退勤	備考（作業内容）	交通費	チェック
1日	月	9:00	17:00		レ	7:00
2日	火	10:00	17:00		レ	6:00
3日	水	10:00	18:00		レ	7:00
4日	木					
5日	金					
6日	土					
7日	日					
8日	月	10:00	18:00		レ	7:00
9日	火					
10日	水					
11日	木					
12日	金	9:00	18:00		レ	8:00
13日	土					
14日	日					
15日	月	10:00	18:30		レ	7:30
16日	火	10:00	18:00		レ	7:00
17日	水					
18日	木					
19日	金					
20日	土					
21日	日					
22日	月	9:00	18:00		レ	8:00
23日	火					
24日	水	9:00	18:00		レ	8:00
25日	木					
26日	金	10:00	18:00		レ	7:00
27日	土					
28日	日					
						72:30:00

ふじみ野駅～上尾駅　往復1172円　　(10日×1172円)　　11720

84220

雇　用　契　約　書

氏　名	[redacted]	生年月日	[redacted]
現住所	[redacted]		
電話番号	[redacted]	緊	[redacted]

下記条件にて契約と致します。

雇用期間	令和 元 年 9 月 1 日　から令和 3 年 3 月 31 日
就業場所	埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102 埼玉民主フォーラム 上尾 伊奈支部
職務内容	政務活動補助用務
就業時間	午前10:00 ～ 午後6:00 (内休憩時間1時間含)
休　日	週2日
給与（賃金）	月　給　　　　円（ 時　給 1,000 円）
給与支払	末 日締切　　16 日支払
給与払込先	[redacted]
	上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

※契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

~~平成~~令和 元年 9月 1日

雇用者　　氏名 町田皇[redacted]

被雇用者　　氏名[redacted]

整理番号	3

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3年 3月 15日	支出額	46,500円×100% 46, 500円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動補助職員給与（2月分） （政務活動補助業務にのみ従事）		

領収書等貼付欄　埼玉民主フォーラム

口座名義 ： 埼玉民主フォーラム
使　　途 ： 政務活動補助職員給与（2月分）

18	03-03-15	送金	*45,840	IB [redacted]
19	03-03-15		*660	手数料

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
（別紙には整理番号（枝番）を付すこと。）

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

労働契約書

埼玉民主フォーラム（以下「甲」という）と[redacted]（以下「乙」という）は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第１条　乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

①　契約期間　自令和２年９月１日至令和３年３月３１日
②　就業場所　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１
　　　　　　　埼玉県議会　埼玉民主フォーラム
③　業務内容　政務活動補助業務及びこれに付随する業務

第２条　乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

①　勤務日数　週２日程度
②　始業・終業の時刻　始業（１０時００分）終業(１７時００分)
③　休憩時間　６０分　実働６時間
④　休日　土曜日、日曜日、国民の祝日、夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
⑤　時間外及び休日勤務　業務上その他の都合により、甲は必要ある場合には時間外及び休日に就業させることがある。
⑥　休暇　法定の年次有給休暇を付与する。

第３条　乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

①　基本給　時給　１，０００円
②　通勤手当　実費支給
③　超過勤務手当　時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに従い、超過勤務手当を支給する。
④　賃金締切日及び支払い方法　毎月月末締切、翌月１５日に支払う。（支給日が休日に当たるときは前日に支払う）。
⑤　昇給　本人の実績と勘案し昇給することがある。

第４条　第１条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があり得るものとし、契約の更新は次により判断する。

①　契約期間満了時の業務量
②　勤務成績、勤務態度
③　事務所の経営状況

第５条　第１条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ３０日前までに相手方に通知しなければならない。

①　やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合

②　本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合

③　その他の理由により引き続き在職することが不適当と認められる場合

第６条　乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第７条　この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和２年　９月　１日

（甲）埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１
　　　埼玉県議会　埼玉民主フォーラム
　　　　　　　　　代表　田並　尚明

（乙）[redacted]
　　　[redacted] [redacted]

2020　2　月分勤務実績表　[redacted]

	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	交通費
2/1（月）					
2/2（火）					
2/3（水）	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
2/4（木）	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
2/5（金）					
2/6（土）					
2/7（日）					
2/8（月）	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
2/9（火）					
2/10（水）	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
2/11（木）					
2/12（金）					
2/13（土）					
2/14（日）					
2/15（月）					
2/16（火）	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
2/17（水）	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
2/18（木）					
2/19（金）					
2/20（土）					
2/21（日）					
2/22（月）					
2/23（火）	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
2/24（水）	10:30	15:30	0:15	4:45	¥ 980
2/25（木）					
2/26（金）					
2/27（土）					
2/28（日）					

出勤日数	8 日
勤務時間	38:00 時間
（内、有給日数）	
（内、有給時間）	
時給	¥ 1,000
交通費（往復）	¥ 980

基本給　¥ 38,000（¥ 1,000 × 38:00 時間）

交通費　¥ 7,840（¥ 980 × 8日）

総支給額　¥ 45,840

別記様式第1号（第6関係）

整理番号	4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 （該当する経費の番号を〇で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	3年 3月 15日	支出額	49,478 円 × 100% 49, 478円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動補助職員給与（2月分） （政務活動補助業務にのみ従事）		

領収書等貼付欄　　埼玉民主フォーラム

口座名義 ： 埼玉民主フォーラム
使　　途 ： 政務活動補助職員給与（2月分）

20	03-03-15	.送金	*49,148	IB [redacted]
21	03-03-15	。	*330	手数料

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
（別紙には整理番号（枝番）を付すこと。）

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること）。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

労働契約書

埼玉民主フォーラム(以下「甲」という)と[redacted](以下「乙」という)は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第１条　乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。
① 契約期間　自令和２年４月１日至令和３年３月３１日
② 就業場所　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１
　　　　　　埼玉県議会　埼玉民主フォーラム
③ 業務内容　政務活動費経理補助業務及びこれに付随する業務

第２条　乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。
① 勤務日数　週２日程度
② 始業・終業の時刻　始業（１０時００分）終業(１４時４５分)
③ 休憩時間　１５分　実働４時間３０分
④ 休日　土曜日、日曜日、国民の祝日、
　　夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
⑤ 時間外及び休日勤務　業務上その他の都合により、甲は必要ある場合には時間外及び休日に就業させることがある。
⑥ 休暇　法定の年次有給休暇を付与する。

第３条　乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。
① 基本給　時給　１，３００円
② 通勤手当　実費支給
③ 超過勤務手当　時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに従い、超過勤務手当を支給する。
④ 賃金締切日及び支払い方法　毎月月末締切、翌月１５日に支払う。
　　(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)
⑤ 昇給　本人の実績を勘案し昇給することがある。

第４条　第１条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があり得るものとし、契約の更新は次により判断する。
① 契約期間満了時の業務量
② 勤務成績、勤務態度
③ 事務所の経営状況

第５条　第１条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ３０日前までに相手方に通知しなければならない。

①　やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
②　本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
③　その他の理由により引き続き在職することが不適当と認められる場合

第６条　乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第７条　この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和２年　４月　１日

（甲）埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１
埼玉県議会　埼玉民主フォーラム
代表　田並　尚明　印

（乙）[redacted]
[redacted] [redacted]

2021　2　月分勤務実績表 [redacted]

	出勤時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	交通費
2/1 (月)					
2/2 (火)	10:00	15:15	0:15	5:00	
2/3 (水)					
2/4 (木)	10:00	14:45	0:15	4:30	
2/5 (金)					
2/6 (土)					
2/7 (日)					
2/8 (月)	10:00	15:15	0:15	5:00	
2/9 (火)					
2/10 (水)					
2/11 (木)					
2/12 (金)	10:00	15:15	0:15	5:00	
2/13 (土)					
2/14 (日)					
2/15 (月)	10:00	14:45	0:15	4:30	¥ 398
2/16 (火)					
2/17 (水)					
2/18 (木)	10:00	14:45	0:15	4:30	
2/19 (金)					
2/20 (土)					
2/21 (日)					
2/22 (月)	10:00	14:45	0:15	4:30	
2/23 (火)					
2/24 (水)					
2/25 (木)	10:00	14:45	0:15	4:30	
2/26 (金)					
2/27 (土)					
2/28 (日)					

出勤日数	8 日
勤務時間	37:30 時間
(内、有給日数)	(0日)
(内、有給時間)	(0 時間00分)
時給	¥ 1,300
交通費 (バス往復)	¥ 398

基本給　¥ 48,750 (¥ 1,300 × 37:30 時間)

交通費　¥ 398 (¥ 398 × 1日)

総支給額　¥ 49,148

整理番号	2

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 (6)：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	令和3 年　3月　16日
支出額	179, 550 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　199,500 円×0.9＝179,550 円）
使途	事務員給与　2月分
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　白根　大輔　（印：白根）

雇 用 契 約 書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏　　名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted] 電話[redacted]	

下記の条件で契約します

雇用期間	令和元年5月1日 から令和3年3月31日 まで
就業場所	埼玉県川口市朝日2丁目17番7号 埼玉民主フォーラム川口支部
職務内容	政務活動補助用務
就業時間 （休憩時間）	午前10時00分 から 午後6時00分まで （内、休憩時間は 1時間以内とする）
休　日	週2日
給与（賃金）等	・ 時間給　1,500円
給与等支払	・ 賃金・手当 毎月末日締切り 翌月16日支払い
給与等振込先	・ [redacted]

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令 和 元 年 5 月 1日

（議員名）
雇 用 者　白根 大輔 [redacted]

被雇用者　住所[redacted]
氏名[redacted]

2-1

勤 務 実 績 表

2021年 2月分	被雇用者の氏名	[redacted]

	曜日	勤務時間	
1	月	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
2	火	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
3	水	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
4	木	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
5	金	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
6	土		
7	日		
8	月	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
9	火	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
10	水	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
11	木		
12	金	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
13	土		
14	日		
15	月	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
16	火	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
17	水	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
18	木	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
19	金	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
20	土		
21	日		
22	月	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
23	火	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
24	水	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
25	木	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
26	金	10:00 ～ 18:00	政務活動の事務補助
27	土		
28	日		

支給額:時給1，500円×7時間×19日＝199，500円

整理番号	8

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費　2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費　4:要請・陳情等活動費　5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費　7:事務所費　8:事務費 9:資料購入・作成費　10:交通費

支出年月日	2021年 3月 27日
支出額	92,711円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法　103,012円×0.9)
使途	人件費
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　山本正乃　印

様式第2号（第6関係）

勤　務　実　績　表

3年 3月分	被雇用者の氏名 [redacted]

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	月			
2	火			
3	水			
4	木	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助(テレワーク)
5	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
6	土	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助(テレワーク)
7	日			
8	月			
9	火			
10	水			
11	木	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助(テレワーク)
12	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
13	土	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助(テレワーク)
14	日			
15	月			
16	火			
17	水			
18	木	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助(テレワーク)
19	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
20	土			
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
26	金	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
27	土	10:00～17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
28	日			
29	月			
30	火			
31	水			
月給：100,000円／月（交通費502円×6日＝3,012円）				

雇 用 契 約 書

ふ り が な	[redacted]	生 年 月 日
氏 名		[redacted]生
現 住 所	[redacted] 電話 [redacted]	

下記の条件で契約します	
雇用期間	令和２年　４月　１日 から令和３年　３月３１日 まで
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局　及び　政務活動地域
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の支持する作業
就業時間 (休憩時間)	１０時００分 から　１７時００分まで (内、休憩時間は６０分)
勤 務 日	主に木曜日、金曜日、土曜日
給与（賃金）等	・ 賃金　　（月給） １００，０００円 ・ 手当　　交通費（実費）
給与等支払	毎月末日締切　/ 当月末日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。
上記期間満了をもって本契約を解消する	

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和２年　４月　１日

埼玉民主フォーラム
越谷支部　支部長
雇 用 者　　山本正[redacted]

被雇用者　[redacted]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和２ 年 4 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会派代表　　田並　尚明

別記様式第2号（第6関係）

整理番号	14

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	2021年 3月 30日
支出額	90,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　100,000円×0.9 ）
使途	人件費
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　山本正乃　㊞

様式第2号(第6関係)

勤　務　実　績　表

3年 3月分	被雇用者の氏名 [redacted]

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	月	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助(テレワーク)
2	火	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助(テレワーク)
3	水			
4	木			
5	金	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
6	土			
7	日			
8	月	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助(テレワーク)
9	火	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助(テレワーク)
10	水			
11	木			
12	金	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
13	土			
14	日			
15	月	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助(テレワーク)
16	火	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助(テレワーク)
17	水			
18	木			
19	金	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
20	土			
21	日			
22	月	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助(テレワーク)
23	火	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助(テレワーク)
24	水			
25	木			
26	金	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
27	土			
28	日			
29	月	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
30	火	10:00～17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
31	水			
月給:100,000円/月				

雇用契約書

ふりがな	[redacted]	生年月日
氏名	[redacted]	[redacted]生
現住所	[redacted] 電話 [redacted]	

下記の条件で契約します	
雇用期間	令和２年　４月　１日 から令和３年　３月３１日 まで
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局　及び　政務活動地域
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の指示する作業
就業時間 （休憩時間）	１０時００分 から　１７時００分まで （内、休憩時間は６０分）
勤務日	主に月曜日、火曜日、金曜日
給与（賃金）等	・賃金　（月給）１００，０００円 ・手当
給与等支払	毎月末日締切　／当月末日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する

令和２年　４月　１日

雇用者　埼玉民主フォーラム　越谷支部　支部長　山本正乃 [redacted]

被雇用者 [redacted] [redacted]

（会派使用欄）

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和　２年４月１日

埼玉民主フォーラム
会派代表　田並　尚明

別記様式第2号（第6関係）

整理番号	28

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 （該当する経費の番号を○で囲む）	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費　2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費　4：要請・陳情等活動費　5：広報費 【経常的経費】 ⑥：人件費　7：事務所費　8：事務費 9：資料購入・作成費　10：交通費

支出年月日	3年　3月　31日
支出額	176,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 （按分した場合の積算方法　220,000 円×80%　）
使途	人件費 3 月分
支出先	[redacted]

上記のとおり支出しました。

支出者名　木村　勇夫　印

雇　用　契　約　書

ふ　り　が　な	[redacted]	生　年　月　日
氏　　　　名	[redacted]	[redacted]生
現　住　所	[redacted]　電話 [redacted]	

下記の条件で契約します	
雇用期間	令和　2年　4月1日から令和3年3月　31日まで
就業場所	さいたま市南区支部事務局 及び、政務調査地域
職務内容	県政調査活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業
就業時間 （休憩時間）	9時　00分から　17時　00分まで （内、休憩時間は 60分）
休　　日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与（賃金）等	・賃金　　（月給・日給・時給）　220，000円 ・手当
給与等支払	毎月 末 日締切 ／当月・翌月 末 日支払
その他	業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。 補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。
上記期間満了をもって本契約を解消する	

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和　2年　4月　1日

埼玉民主フォーラム
さいたま市南区支部支部長

雇用者　　木村　勇[redacted]

被雇用者　　[redacted]

（会派使用欄）

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和　　2年　4月　1日

埼玉民主フォーラム
会派代表　　田並　尚明

出　勤　簿

令和3年　　氏名 [redacted]

1月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
					出	出	出	出	出				出	出	出	出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
				出	出	出	出	出			出	出	出				
2月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
		出	出	出	出	出			出	出	出		出			出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
		出	出	出	出			出		出	出	出					
3月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
		出	出	出	出	出			出	出	出	出	出			出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
		出	出	出	出			出	出	出	出	出			出	出	出

備　考